

日本で働くベトナム人労働者

－問題状況とその背景－

齊藤 善久

(神戸大学大学院国際協力研究科 准教授)

1. 外国人労働者の受け入れ・送り出し状況

1-1 受け入れ状況

近年、わが国で就労する外国人の数および就労者人口に占める割合は増加の一途をたどっている。厚労省の統計によれば、2017年10月末時点での就労外国人総数は前年同期の約18%増、127万8,670人となり、国内の被用者総数の約2%を占めるに至っている¹。また、NHKが2015年の国勢調査をもとに作成した資料によると、農業では20代～30代の従事者の7.19%、漁業では6.14%、製造業では4.73%が外国人となっているが、たとえば茨城県の農業では29.64%、広島県の漁業では52.64%を占めるなど、一部の地域・産業においてはすでに外国人労働者の存在が不可欠な状況となっている²。

外国人労働者をその在留資格別で見ると、2017年10月末時点で、外国人技能実習生が25万7,788人（大半が製造業もしくは建設業）、留学生が25万9,604人（過半数が卸小売業もしくはサービス業）を占め、ともに前年同期比2割超の伸びとなっており、これに高度人材（「専門的・技術的分野」）の23万8,412人、同18.6%増が続いている。また、国籍別では依然中国が最多で全体の29.1%を占めているものの、自国の経済発展などを背景に減少を続けており、他方で、第2位のベトナムが前年同期比で4割増を記録し、全体の18.8%を占めるに至っている³（特に外国人技能実習生に関しては、2016年からすでにベトナムからの受け入れ人数が中国を上回り最大となっている）。

1-2 送り出し状況

ベトナムは、いわゆる「労働力輸出」政策のもとで、国策として40以上の国と地域に非熟練労働者を送り出している。2017年に送り出した労働者の総数は13万4,751人（女性5万3,340人）であり、そのうち日本に送り出した労働者の数は、台湾の6万6,962人（女性2万3,530人）に次ぐ5万4,504人（女性2万4,502人）だった。ただし、日本は建前上、外国人の非熟練労働者を受け入れていないため、これらの労働者は外国人技能実習生として送り出されている。その数は年々増加傾向にあり（2017年は前年比で約36.4%増）、前述のとおり、最大の送り出し国となっている⁴。

なお、技能実習生について、職業選択、転職や副業、居住移転などの自由に関する人権侵害状況がベトナム国内でも次第に知られるようになった結果、技能実習生よりも自由度が高い（と関係業者が宣伝する）留学生としての来日が、出稼ぎの手段として急速に拡大した時期があった⁵。しかし、学籍（＝在留資格）を維持するために昼間は学校に通い、夜間のアルバイトで学費と生活費、家族への仕送り分を稼ぎ出さなければならない過酷さや、入管当局による取り締まり（週28時間の上限規制や風俗業の禁止）の強化などから、少なくともある程度の情報リテラシーを有する層からは、就労目的での留学はすでに2016年頃から敬遠され始めている。

2. 来日までの問題点

2-1 問題状況

技能実習生と（就労目的の）留学生が来日

するまでに直面する問題の多くは共通している⁶。

第一に、来日を決断する際に依拠する情報の不正確さ・不十分さである。来日後の技能実習やアルバイトを通じて得られる収入について、実際よりも大きな金額が、ブローカーや送り出し機関、日本側求人担当者によって示される場合が多い。技能実習生については、「失踪」防止の観点から、実習先の所在地や企業の概要を来日直前まで明示しない送り出し機関さえある。また、留学の場合を含め、契約書面などを送り出し機関が保管して本人に開示しない場合が非常に多い。

第二に、来日に至る過程での、高額な経費の支払いである。ブローカーへの謝礼が数百ドルから数千ドルに及ぶほか、技能実習生は送り出し機関に支払う手数料が4,500ドルから7,000ドル程度、留学生は留学先の初年度納付金の前納などが求められる。さらに、いずれの場合も、全寮制⁷の送り出し機関での授業料や生活費が必要となり、平均して100万円を超える経費を、土地使用権などを担保に銀行から借り入れるなどして支払うことになる。なお、技能実習生の手数料が高額になる背景には、日本側の一次受け入れ団体（監理団体）からの金銭や接待の要求、ベトナムの行政システムにおける賄賂の蔓延などがある。また、留学生については、留学先（日本語学校）への納付金の一部が送り出し機関にキックバックされる契約となっていることが、納付額を押し上げる一因となっている。

第三に、違法な契約の強要である。技能実習生については、来日直前に、日本での残業代を300円とする同意書にサインを要求する例などが散見される。また、長く批判されてきた「失踪」防止用の保証金は近年見られなくなっているが、かわって高額の違約金が設定され、高校の卒業証書や土地の権利証を送り出し機関が預かるケースが普遍化している。留学生については、たとえば、近時、前借金と日本での「就職保証」をセットにした契約のもとで、学校卒業時に学校が斡旋する企業への就職と給与からの天引きによる借金返済を強要するケースなどが現れている⁸。

2-2 背景

ではなぜ、ベトナムの送り出し機関は高額の手数料を徴収できるのか（なぜ技能実習生や留学生およびその家族は唯々諾々と支払うのか）。

これを技能実習についてみると、ベトナムの国内法は、日本向けの送り出し機関について、当該労働者の予定される就労期間1年につき1,200ドルを上限として送り出し手数料を徴収することを許容している⁹。したがって、通常の技能実習3年間（1号・2号）の場合については3,600ドルがその上限額となる¹⁰。この3,600ドルという設定自体が既に高額というべきか否かはひとまず措くとして、実際上、この上限額を遵守している送り出し機関は皆無である¹¹。

技能実習生やその家族が4,500ドルから7,000ドル、ときにはそれ以上におよぶ法外かつ違法な手数料の請求に応じてしまう背景としては、以下のような事情がある。

第一に、日本に行けば稼げるという思い込みが、いまだに農村部などにおいて根強いことである。前述の現地ブローカーなどによる誇大な宣伝や、自分の失敗例を公言することを好まないベトナムの人々の性格¹²も、このような思い込みの原因の一つとなっている。

第二に、仕事（地位・チャンス・・・）はお金を払って買うものだという意識がベトナムの人々の中に染み付いており、獲得するために高額を要求される仕事ほど待遇・労働条件も良いだろうと考えがちであることである。この傾向は、特にドイモイ以前の社会を生きて来た技能実習生の親世代に根強い。また、政府系の仕事を得ようとする場合には現在でも常識となっている。

第三に、一般庶民の間には、政治的・社会的権力に対する根強い不信と諦めがあるためである。送り出し機関は、通常、多かれ少なかれ政府関係者とコネがあるため、告発に大きな成果は期待できないばかりか、かえって自らを危険にさらすことになると考えがちである。

第四に、このような法外な手数料の請求が、一部の送り出し機関ではなく、（程度の違いこそあれ）すべての送り出し機関に蔓延しているためである。

第五に、いわゆる単純労働者にとっては、技能実習（もしくは留学）以外に日本に出稼ぎに来る術がなく、そのための窓口がそれら送り出し機関に独占されている、ということである。

なお、送り出し機関側の言い分としては、日本側の受け入れ団体がバックマージンや接待などを過剰に要求するため、手数料を安くしたくてもできないことが、高額な手数料を設定せざるを得ない主な理由となっている。また、外国人技能実習制度のもとで、日本に送り出しが可能な職種はポジティブ・リストにより限定されており、当該職種での就労経験を有する者しか送り出すことができない（「前職要件」）、当然、そのうち取引先の日本側受け入れ団体からオファーのあった職種に対してしか送り出すことができない。しかし、溶接など一部の熟練を要する職種を除き、前職要件を満たす人材がマッチングされるケースは実際にはほとんど存在せず、ベトナム国内の实在の会社に依頼するなどして前職が偽装されている。

以上のような、技能実習制度の体裁を維持するための様々なコストが、結局、実習生とその家族の負担に転嫁されるシステムとなっているわけである。

3. 来日後の問題点

3-1 声を上げられない労働者

ベトナムにおいて法外な手数料などに苛まれてきたベトナム人労働者たちの多くは、来日後、予想以上に厳しい労働環境・生活環境に置かれたとしても、やはり声を上げることすらできないまま耐え忍ぶこととなる。

この傾向はとくに技能実習生について顕著である。彼らは、来日に際して多額の借金を抱えているという事実と、居住・移転の自由や職業選択の自由（転職、アルバイト）が著しく制限されているという事実との相互作用（受け入れ企業で就労するほか借金返済の術がない）により、不満に対して声を上げることが難しくなっている。

たとえば、前述したとおり、彼らは母国での経験から行政や司法、労働組合に対する信頼が非常に薄いため、会社を告発した場合に報復を受けたり、介入した行政官などから賄

賂を要求されたりすることを非常に警戒する。また、そうでなくとも、告発により会社が操業停止処分となったり膨大な未払い賃金のために倒産したりした結果、次の実習先が手配されないまま借金を残した状態での帰国を余儀なくされることを心配して、自縄自縛に陥りがちである。さらに、セクシャルハラスメントのケースなどでは、被害者自身が母国の恋人や家族、近隣住民などに知られることを怖れて問題状況を秘匿することも多い。一部の者が告発しようとしても、同じ技能実習生の同僚が上記のような理由からこれを禁止したり妨害したりする場合もある。

また、人里離れた職場で交通手段も連絡手段も情報収集手段もないなどの物理的な理由や、来日前にサインした違法な契約書面（残業代300円など）の存在、法律知識の不足などのために、自分の権利が侵害されていることに確信が持てないとか、より単純に、日本語能力の不足、通報・相談するための連絡先を知らないなどの理由から声を上げられない技能実習生も少なくない。職場の労働条件を告発したり危険な職場から緊急避難的に「失踪」したりする技能実習生たちの背後には、それすら不可能な状況に置かれた技能実習生たちが存在するのである。

3-2 「失踪」・「不法滞在」・「不法就労」・「犯罪」

本国に多額の借金を作って来日しているベトナム人労働者は、毎月の利息および元本の返済に追われている¹³。特に家族の家や畑¹⁴を担保にしている場合は深刻であり、何をおいても借金の返済計画を優先しなければならぬ。家族のために日本まで出稼ぎに来ているのに、そのための借金で家族の住居や生活基盤を失ったのでは本末転倒だからである。

まず、技能実習生についてみると、送り出し機関から入所時に聞いていた経費よりも高額の手数料の支払いを来日直前に求められたり、来日後の収入が来日以前に聞いていた金額を大幅に下回ったり、ハラスメントなどの理由でその会社・宿舎に居ること自体が危険だったり、何らかの理由で解雇されることとなった場合には、本国への送金や身の安全を確保するために会社を離れ、そのような立場でも十分な賃金の支払いを提示してくれる別

の職場で就労することがある。これが、技能実習生における「失踪」と「不法滞在」¹⁵、「不法就労」の典型例である。

また、留学生についてみると、来日前に聞いていたような割の良いアルバイトがない一方、借金の返済に加えて次年度の学費も稼がなければ学籍を失い、すなわち在留資格をも失うことになるため、就労時間数（週28時間以内）や職種（風俗業の禁止）などの規制に違反してアルバイトに従事する場合が少なくない。これが、留学生における「不法就労」の典型例である。退学や卒業により在留資格を失った「不法滞在」状態で就労する場合も、もちろん「不法就労」となる。

「失踪」・「不法滞在」状態の者は、アパートなどを借りることが困難であり、また、警察や入管に捕まること（すなわち、退去強制などにより借金の返済ができなくなることを）を極度に恐れることから、合法的な在留者とは基本的に連絡を絶つため、いずれかの不法在留者が辛うじて確保した住居で共同生活を行うことになりやすく、組織的な万引きなどの勧誘を受けやすい。また、不法就労先で足元を見られて賃金の不払いに遭い、あるいは病気や怪我などにより借金の返済が滞る結果、地下コミュニティからさらに高利の借金をし、その返済ができなくなると商品指定の万引きや売春行為を強要されるなども典型的なパターンである。さらに、身分を偽って平穩に就労し賃金の支払いを受けるために、知人等のIDや銀行口座を借用し、そのこと自体が犯罪とされる場合もある。

いずれにせよ、ベトナム人技能実習生や留学生自体にもともと犯罪に手を染めやすい傾向があるわけではなく、「失踪」・「不法滞在」・「不法就労」の状態に陥った後の状況が彼らを犯罪に追い込んでいる側面が大きいことに注意が必要である。

なお、ベトナム側の統計によれば、2017年時点における日本国内でのベトナム人技能実習生の「失踪」率は、約3%とされている¹⁶。

4. まとめにかえて —改善への課題—

4-1 外国人技能実習法のインパクトと重要性

新しい技能実習制度のあり方を定める「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習

生の保護に関する法律」（以下、技能実習法）が2016年に公布され、2017年11月1日に施行された。本稿ではこの新制度の詳細には踏み込まないが¹⁷、同法のもとで送り出し国側と締結されている「二国間取り決め」と、同法の目玉として規定・設立された「外国人技能実習機構」について簡単にコメントしておきたい。

まず、二国間取り決めについては、技能実習法の定める各種の基準を送り出し国側にそのまま押し付けるものに他ならないが、ベトナムはこれに対応して、従前270社以上あった日本向けの技能実習生送り出し機関を再審査した結果、2018年3月31日時点で159社にまで絞り込むに至っている¹⁸。ただし、（筆者らがこれまでベトナム側関係当局に告発してきた悪質な送り出し機関も複数この承認リストに残っていることは措くとしても、）前述のとおりすべての送り出し機関がベトナムの国内規定である手数料の上限3,600ドルに違反しているという事実や、多くの送り出し機関が違約金の契約を強要して土地の権利証などを預かっている現状を、日本側がいかに関与・評価し、ベトナム側に改善を働きかけていくかが今後の課題となるだろう。

つぎに、外国人技能実習機構については、特に、外国人技能実習生がこれ以上不本意な「失踪」・「不法滞在」・「不法就労」の状態に陥ることを予防するうえで極めて重要な職責を担っている。すなわち、母国語での相談、職場への立ち入り検査、そして、一時避難のためのシェルターおよび新しい実習先企業の確保である。母国語での相談と立ち入り検査は失踪の原因となる賃金不払いやハラスメントなどの問題状況の早期解決につながるし、それが成功しなかった場合でも、シェルターと新しい実習先が確保されていれば、もはや「失踪」の必要はなくなるからである。換言すれば、「失踪」や「不法滞在」・「不法就労」の状態に陥った外国人技能実習生は、多くの場合、行政の怠慢による被害者に他ならない。外国人技能実習機構の今後の活躍に期待したい¹⁹。

4-2 事前の情報提供

技能実習生、留学生として来日するベトナム

ムの若者の多くは、日本に来さえすれば「たくさん」稼げるから何とかなるだろうという漠然としたイメージしか有しておらず、借金の返済や学費・生活費の捻出について、正確な情報も、確実な計画も、有していない。

そこで、彼らがブローカーや送り出し機関に対して大金を支払ってしまう前に、わが国の各都道府県における最低賃金額や平均的な生活費などについて、正確な情報を周知することが喫緊の課題となっている。また、その上で、借金がいくらの場合、毎月どの程度返済でき、最終的にどの程度をベトナムへ持ち帰れるかといったシミュレーションも、本人およびその家族に提示できることが望ましい²⁰。

最近、在日本ベトナム大使館は、遅ればせながら、誇大な宣伝をするブローカーなどへの注意を呼びかける文章をホームページに掲載した²¹。もっとも、技能実習生や（就労目的の）留学生として来日しようとするベトナムの若者たちが大使館のホームページに自らアクセスしてそのような文章を読んでもくれる可能性は、極めて小さいと思われる。

4-3 結語

途上国の若者たちの労働力なくしては経済が立ち行かないところまで依存を深めているわが国としては、技能実習制度や留学制度という体裁に固執して彼らを正面から労働者として迎え入れないことに由来するリスクを、これ以上彼ら自身に転嫁し続けることは許されないとすべきだろう。

- 1 厚生労働省2018年1月26日発表「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成29年10月末現在）<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000192073.html>、日本経済新聞WEB版2018年1月26日（経済）「外国人労働者128万人 過去最高、厚労省 外国人頼み一段と」<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO26189750W8A120C1EA4000/>（最終閲覧2018年4月21日）他参照。
- 2 NHKオンライン「外国人を支える日本」<https://www.nhk.or.jp/d-navi/izon/prologue.html>（最終閲覧2018年4月21日）
- 3 注1に同じ。
- 4 NGƯỜI LAO ĐỘNG紙Web版2018年2月21日“Xuất khẩu lao động 2018: Thêm nhiều thị trường mới”<https://nld.com.vn/cong-doan/xuat-khau-lao-dong-2018-them-nhieu-thi-truong-moi-20180221094133188.htm>（最終閲覧2018年4月21日）
- 5 もっとも、留学生については、当然ながら「労働者」として

の送り出し実績にはカウントされていない。なお、出稼ぎを主たる目的とする留学生の実態については、出井康博「ルポ ニッポン絶望工場」講談社（2016年7月）ISBN-13:978-4062729567などに詳しい。

- 6 そもそも、両者の出身階層・バックグラウンドに大きな違いはなく、留学生志望者の方がどちらかといえば年齢層が低く、肉体労働が苦手で、経済的にゆとりがある傾向がうかがえる程度である。
- 7 近年では自宅からの通学を認める送り出し機関も増えつつある。
- 8 この場合の「前借金」は、高額に設定された初年度納付金（120万円など）との相殺という形が取られ、学生本人や家族の手には渡らない。
- 9 公文書1123/LDTBXH-QLLDNN(2016年4月6日)。ちなみに、保証金についても3000ドルを上限として認める通達がなお効力を維持しているが、二国間取り決めに基づいて、技能実習生に保証金を要求してはならない旨、所轄行政機関が各送り出し機関を指導している。
- 10 2017年11月施行の外国人技能実習法において新たに規定された3号（3年間の技能実習終了後さらに2年間の技能実習を行うもの）として再来日する場合の手数料については、送り出し機関および監理団体の両方に変更がない場合は無料、その他の場合は2400ドルが上限となる。公文書2456/QLLDNN-NBCADN（2017年12月21日）
- 11 なお、ベトナム労働・傷病兵・社会省直轄の送り出し機関は手数料無料を謳っているが、実際に来日のチャンスを掴むために候補者が支払うことになる経費は高額だと言われている。
- 12 たとえば、日本で3年間の技能実習に従事した夫婦が帰国して一方の実家を改築した場合、周辺の人々は「日本に行けば家を立派に改築できる」と考える。他方、中途帰国を余儀なくされた実習生は周囲の目をばっかりかかって故郷に戻らず、家族も口を閉ざすため、そのような負の経験は共有されない。
- 13 したがって、未払い賃金を事後的に支払われても、遅きに失する場合（すでに土地を失っていたり、それを防ぐためにさらに高利の借金をして生活設計が破綻していたりすること）が多い。
- 14 厳密には、それらの土地の「使用権」。
- 15 「失踪」すれば解雇され、解雇や在留期限の満了により在留資格を失えば「不法滞在」となる。
- 16 NGƯỜI LAO ĐỘNG紙Web版2018年2月6日“Xử nghiêm doanh nghiệp sai phạm khi đưa thực tập sinh sang Nhật”<https://thitruong.nld.com.vn/cong-doan/xu-nghiem-doanh-nghiep-sai-pham-khi-dua-thuc-tap-sinh-sang-nhat-20180206111816205.htm>（最終閲覧2018年4月21日）
- 17 同法について、拙稿「外国人技能実習制度の問題点」労働旬1897号（2017年10月上旬号）4～11頁参照。
- 18 ベトナム労働・傷病兵・社会省資料“FULL LIST OF APPROVED VIETNAMESE SENDING ORGANIZATION (VIET NAM)”
- 19 実際、一部の地方では所轄地方事務所の積極的な取り組みによってそのような実績・前例が積み重ねられつつある。とは言え、全国的には、母国語相談が可能な通訳者は地方には配置されておらず、新しい実習先の確保に関しても中央のデータベースを参照しながら助言を与える程度に止まっている。より地域に密着した、技能実習生のワンストップ・サポート機関としての能動的な取り組みが望まれる。
- 20 本人が来日後に直面した厳しい労働条件について本国の家族に伝えられないでいる間に、家族が多額の送金を見込んで実家の改築を始めてしまい、本人をますます追い詰めてしまうなどの事態が起こりがちであることから、家族を含めた正しい情報の周知が重要である。
- 21 在ベトナム日本大使館ホームページ（2018年3月29日）“HÃY CÂN THẬN VỚI CÁC ĐỐI TƯỢNG MÔI GIỚI, TRUNG GIAN”http://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Haycanthanvoicacdoituongmoigioitruonggian.html（2018年4月21日最終閲覧）